

毎週火、金曜日発行（但休日に変更ときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 自衛官の第二次募集
馬流行性脳炎予防注射の実施
- ◇雑報 出張所管轄区域等の一部変更

告示

鳥取県告示第二百七十八号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員および増員補充に伴う昭和三十二年第二次募集について次のとおり定める。

昭和三十二年六月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 募集期間

昭和三十二年六月十一日から九月二十日まで

二 募集年令

昭和八年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生れた男子（昭和三十三年一月一日現在十八才以上二十五才未満の者）

三 志願票提出先

志願者の現住所の市町村役場

四 試験期日

昭和三十二年十月八日から十月二十一日までのいづれか一日

五 試験場所

鳥取市、倉吉市、米子市の三箇所

なお試験の日時および試験場は試験期日までに志願者に通知する。

鳥取県告示第二百七十九号

次のように馬流行性脳炎予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の

規定により馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十二年六月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 馬流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬、ただし生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

流行性脳炎予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域 実施場所

六月十七日 西伯郡大山町旧大山村 赤松検診所

十八日 " " 佐摩"

十九日 " 淀江町旧大和村 淀江家畜市場

" " " 宇田川村 淀江町

" 二十日 "	大山町旧高麗村	高麗農協
" 二十一日 "	旧所子村	家畜保健衛生所
" 二十二日 "	名和町旧庄内村	庄内家畜管理所
" 二十四日 "	旧御来屋町	名和検診所
" 二十五日 "	旧光徳村	光徳"
" 二十六日 "	中山町旧逢坂村	逢坂"

雑報

昭和三十二年六月十一日

鳥取食糧事務所長 坂田久二

町村合併に伴う出張所管轄区域の一部変更

2052

当所管内次の通り変更した。

一 概要について

新発足した西伯郡伯仙町を構成する旧二ヶ村大高村(嶺出張所)果村(岸本出張所)は夫々異なる出張所に属していたので旧果村を岸本出張所より分離して嶺

出張所に合併した。

二 理由

(一) 伯仙町の行政区域を両出張所に分離しておくことは異動人口調査、米穀の予約関係その他に不便であるのでこれを是正するため。

(二) 管轄区域新旧対照表

出張所名 新管轄区域 旧管轄区域

嶺 出張所 米子市旧嶺村 同上

" " " 旧春日村

" " " 西伯郡日吉津村

" " " 伯仙町旧大高村

" " " 旧果村

岸本出張所 岸本町旧大幡村

" " " 旧幡郷村

" " " 旧八郷村

伯仙町(旧果村)

三 実施期日 昭和三十二年五月十六日

昭和三十二年六月十一日

鳥取食糧事務所長 坂田久二

町村合併に伴う支所、出張所管轄区域の一部変更について当所管内次の通り変更した。

一 概要について

新発足(三二、三、三一)した中山町を構成する旧二ヶ村中山村(倉吉支所)逢坂村(米子支所)は夫々異なる支所出張所に属していたので旧中山村を倉吉支所赤崎出張所より分離し米子支所名和出張所に合併した。

二 理由

(一) 米子支所はその管轄区域を米子市及び西伯郡一円としている関係上行政区劃と一致させるため。

(二) 新旧管轄区域対照表

支所出張所名 新管轄区域 旧管轄区域

米子市名和出張所 西伯郡名和町 同上

" " " 中山町

" " " (旧西郡郡逢坂村)

" " " (旧東伯郡中山村)

